

令和5年12月21日

令和5年  
第8回野洲市議会定例会  
意見書

野洲市議会



意見書第6号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和5年12月21日

提出者	野洲市議会議員	木下 伸一
賛成者	野洲市議会議員	田中 陽介
賛成者	野洲市議会議員	津村 俊二
賛成者	野洲市議会議員	石川 恵美
賛成者	野洲市議会議員	奥山 文市郎
賛成者	野洲市議会議員	東郷 克己
賛成者	野洲市議会議員	山崎 有子
賛成者	野洲市議会議員	岩井 智恵子



## ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する 適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

一、脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

一、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

滋賀県野洲市議会議長 山本 剛

厚生労働大臣 武見 敬三

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 宛

文部科学大臣 盛山 正仁

意見書第7号

加速する高齢化による現場の実態に即した高齢者・障がい者支援制度拡充を  
求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和5年12月21日

提出者	野洲市議会議員	東郷 克己
賛成者	野洲市議会議員	田中 陽介
賛成者	野洲市議会議員	木下 伸一
賛成者	野洲市議会議員	津村 俊二
賛成者	野洲市議会議員	石川 恵美
賛成者	野洲市議会議員	山崎 有子
賛成者	野洲市議会議員	橋 俊明
賛成者	野洲市議会議員	岩井 智恵子



## 加速する高齢化による現場の実態に即した高齢者・障がい者 支援制度拡充を求める意見書（案）

年々進行する高齢化を前に、政府をはじめ各自治体でも様々な社会的課題の解決に向けた施策に取り組んでいるところである。しかし、現場においては制度で対応できていない課題が山積し、支援が届かない故に状況が悪化する負の連鎖が生じるなど看過し難い歪みが生じている。

高齢者人口の増加とこれと逆に減少の一途をたどる生産年齢人口という逆相関、さらに地域における年齢層や職種の偏りが問題を一層深刻化させている。高齢化による問題は、2040年頃がピークで現在はその過渡期と言われるが、地方の現場における歪みは非常に大きく、今、問題に対処し改善せねば歪みは益々巨大化し、手に負えなくなることは必定と思われる。

よって、政府及び県におかれては、以下列挙する現場の実態に即した高齢者・障がい者支援制度の創設、拡充に早急に取り組まれるよう求める。

- 1 認知症高齢者グループホームにおいては低所得者がサービスを受けることができるよう補足給付に準じた家賃等軽減措置制度を創設すること
- 2 福祉介護職員の賃金において、介護職以外の他産業と遜色のない水準を実現すると共に、利用者負担で処遇改善加算の影響を受けないよう国において財源措置を行うこと
- 3 安定的な介護サービス維持のための適切な介護報酬確保や施設に必要な感染症対策の明示など、介護事業者への支援充実
- 4 急激に進む高齢化の中、急務となる介護予防及び生活支援の取組み強化やサービス創出に向け、市町村の事務、財政への負担を増大させることなく安定した制度運営を行うため、財政措置を含めた必要な措置
- 5 本年6月に成立した認知症基本法において規定された民間における自主的な取組みの促進、その他必要な施策を実施する際に必要な財政的支援
- 6 「難聴と認知機能低下に強い関連あり」と国立長寿医療研究センター等の研究グループが報告する一方、海外と比較し使用率が低い補聴器使用にかかる支援
- 7 認知症の発症や進行の仕組み、予防及び治療法等の研究を一層進め、発症遅延や発症リスクの低減、早期発見等につながる実行性の高いプログラムの開発推進
- 8 国により制度化され、難病患者の生命確保に取り組む都道府県がある中、本県で

は未着手の在宅人口呼吸器使用難病患者用電源設備整備事業の滋賀県による事業  
創設

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

滋賀県野洲市議会議長 山本 剛

内閣総理大臣 岸田 文雄  
衆議院議長 額賀 福志郎  
参議院議長 尾辻 秀久 宛  
厚生労働大臣 武見 敬三  
滋賀県知事 三日月 大造